

教第 62 号議案

神戸市教育委員会事業者選定委員会規則について

神戸市教育委員会事業者選定委員会規則を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 28 日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 高田 純

理由

執行機関の附属機関に関する条例の改正に伴い、神戸市教育委員会事業者選定委員会規則を制定する必要があるため。

神戸市教育委員会事業者選定委員会規則をここに公布する。

令和 年 月 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市教育委員会事業者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表第2の表に規定する神戸市事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を教育委員会が設置した場合に、同条例第2条の規定に基づき委員会の組織及び運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、諮問事項ごとに、それぞれ20人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員会の委員及び臨時委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が特に必要があると認める者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問事項に係る事業者が選定される日又は諮問事項に関する調査審議が終了する日までとする。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(意見の聴取等に関する協議の要請)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請することができる。
(除斥)

第7条 議案について直接の利害関係を有する委員及び臨時委員は、その議事に加わることができない。

(会議の公開等)

第8条 委員会の会議は、これを非公開とする。ただし、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、当該諮問事項に係る事務を担当する課において処理する。

(施行細目の委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市教育委員会事業者選定委員会規則の制定について

教育委員会事務局総務課

1. 概要

委託先事業者の選定にあたって、附属機関として「事業者選定委員会」（以下、「委員会」という）を設置する場合（※）、その都度規則制定により設置する必要がある。

※附属機関となる委員会

選定方法：公募型プロポーザル・指名型プロポーザル・総合評価落札方式・PFI

委員構成：外部委員（契約候補者を決定するための採点を行う）を含む



全市的に手続きを簡略化・迅速化するため、次のとおり条例改正・規則制定を行い、委員会ごとの規則制定が不要となるよう手続きを改める。

- ① 執行機関の附属機関に関する条例（以下「条例」という。）の改正
条例上、常設の附属機関として委員会を規定
- ② 神戸市教育委員会事業者選定委員会規則（以下「本規則」という）を制定
共通の組織・運用ルールを定める（委員会毎の規則制定は不要）
※市長部局「神戸市事業者選定委員会規則」を制定

※いずれも令和6年4月1日施行予定

2. 本規則制定による変更点

	～R6.3.31	R6.4.1～
委員会の設置根拠	条例第1条第2項及び執行機関の規則（委員会ごとに制定）	条例別表第2
委員会の組織・運用ルール	条例第2条 執行機関の規則において定める（委員会ごとに制定）	本規則
手続きの流れ	<pre> graph TD A[プロポーザルを実施決定] --> B[委員会ごとに規則制定] B --> C[委員会を設置] C --> D[委員会を開催] </pre>	<p style="text-align: center;">本規則 (組織・運用ルール)</p> <pre> graph TD A[プロポーザルを実施決定] --> B[委員会を設置] B --> C[委員会を開催] </pre> <p>A vertical orange arrow connects the '委員会ごとに規則制定' box in the old process to the '本規則 (組織・運用ルール)' box in the new process. Another vertical orange arrow connects the '委員会を開催' box in the old process to the '委員会を開催' box in the new process. A horizontal orange arrow points from the '委員会を開催' box in the new process back to the '委員会を設置' box in the new process.</p>

第 9 号議案

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例の件

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例

（執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）

第 1 条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和 31 年 11 月 条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（設置）</p> <p>第 1 条 法律又は条例に別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、本市の執行機関の附属機関として別表<u>第 1 及び別表第 2</u>に掲げるものを置く。</p>	<p>（設置）</p> <p>第 1 条 法律又は条例に別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、本市の執行機関の附属機関として別表に掲げるものを置く。</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、臨時的な行政課題について調査審議する審議会その他の一時的又は臨時的な附</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、<u>契約の相手方の選定に係る審査会</u>、臨時的な行政課題について調査審議する審</p>

属機関（設置期間が2年以内のものに限る。）については、執行機関の規則その他の規程（地方公営企業の管理者の担任する事務に係る附属機関にあっては、企業管理規程。次条において同じ。）により、これを設置することができる。

議会その他の一時的又は臨時的な附属機関（設置期間が2年以内のものに限る。）については、執行機関の規則その他の規程（地方公営企業の管理者の担任する事務に係る附属機関にあっては、企業管理規程。次条において同じ。）により、これを設置することができる。

別表第1（第1条関係）

(1) 市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）

附属機関	担任する事務
[略]	[略]
神戸市屋外広告物審議会	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
神戸市東灘区指定管理者選	[略]

別表（第1条関係）

(1) 市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）

附属機関	担任する事務
[略]	[略]
神戸市屋外広告物審議会	[略]
神戸市宅地保全審議会	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）による宅地造成工事規制区域の指定その他重要な事項についての調査審議に関する事務
[略]	[略]
[略]	[略]
神戸市東灘区指定管理者選	

(中略)

[略]	[略]	及び評価に関する事務 神戸市校 区調整審議会 神戸市立学校設置条例 (昭和39年3月条例第87号)に基づき設置された小学校、中学校及び義務教育学校の校区についての調査審議に関する事務
[略]	[略]	

別表第2（第1条関係）

附属機関	担任する事務
神戸市事業者選定委員会	契約の相手方の選定に関する事務

備考 この表に掲げる附属機関は、担任する事務の欄に規定する事務の必要性に応じて執行機関が設置する。

(博物館条例の一部改正)

第2条 神戸市立博物館条例（昭和57年3月条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(以降略)